

令和7年度更新申請について

対象事業所

令和7年3月31日から令和8年3月30日の間に指定有効期間の満了日を迎える事業所
具体的には、次に該当する事業所が対象事業所となります。

- ・平成31年4月1日から令和2年3月31日の間に指定（許可）を受けた事業所
- ・平成30年度に指定更新の手続きを行い、平成31年度中に指定更新をした事業所で、平成25年4月1日から平成26年3月31日までに新規指定（許可）を受けた事業所

注1）医療みなし指定事業所は更新対象ではありません。

注1）医療みなし指定事業所とは

- ・保険医療機関（病院・診療所）が行う「（介護予防）居宅療養管理指導」、「（介護予防）訪問看護」、「（介護予防）訪問リハビリテーション」及び「（介護予防）通所リハビリテーション」
- ・介護医療院が行う「（介護予防）短期入所療養介護」、「（介護予防）訪問リハビリテーション」
- ・介護老人保健施設が行う「（介護予防）短期入所療養介護」、「（介護予防）通所リハビリテーション」、「（介護予防）訪問リハビリテーション」
- ・保険薬局が行う「（介護予防）居宅療養管理指導」

注2）地域密着型サービス事業所及び予防専門型通所サービス事業所で、他市町村の利用者を受け入れている事業所は、みなし指定を受けている市町村においても更新手続きが必要です。

更新申請の受付窓口及び日程

1 受付窓口

福祉部介護保険課事業所指定係（福祉会館1階19番窓口）

2 受付日程及び時間

令和6年11月1日（金）～ 令和6年12月9日（月）

9時～11時、14時～16時 の間で、要予約（郵送での受付は行いません。）

更新手続きに係る注意事項

- 更新申請書の控えは、各事業者で責任を持って保管しておいてください。（申請後修正のあった場合は、修正後の最終申請書類を保管しておいてください。）

- 持参提出の場合には、必ず提出書類の写し（控え）をお持ちください。事務手続きを効率的に行うため、捨印として代表者印がきちんと押印してある書類については、その場で事業者の方と内容を確認しながら、書類の訂正処理を行うことが出来ることにもなります。（ただし、修正箇所が多い場合等又はその内容によっては、その場での修正が出来ない場合もありますのでその点は御了承ください。）

【参考】更新申請：提出書類一覧

提出部数は1部です。

代表者・管理者等の経歴書（参考様式2）

指定（開設許可）更新申請書（第3号様式）

指定更新申請書（第4号様式）（地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、
介護予防支援事業所はこちらを使用）

指定更新申請書（第2号様式）（総合事業の事業所はこちらを使用）

欠格事由に該当していない旨の誓約書（参考様式6-1～6-3の該当部分）

役員名簿（参考様式24）

従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式1-2、1-3、1-4、更新申請用
簡易様式：サービス別）[注4](#)）

申請日から7日間分を記載してください。

当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧（参考様式7）

（居宅介護支援事業所、（地域密着型）特定施設、グループホーム、（看護）小規模多機能型居宅介護、（地域密着型）介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院に限り必要）

資格者証（資格がないと勤務できない職種については全て添付（生活相談員、看護師等））

研修の受講が義務付けられている場合は、研修修了証

[注4](#)）総合事業については、（地域密着型）通所介護、訪問介護と同時に指定更新する際は省略可能です。

指定更新に必要な申請書類等につきましては、介護保険課のホームページに掲載しますので、ご確認ください。

今年度更新手続きを行っていただく事業所は、次ページのとおりです。介護保険課のホームページにも掲載しますので、ご確認ください。